2023年度第2回住宅ローンアドバイザー養成講座 応用編 解答

2023年12月5日(火)実施	
問	解答
1	1
2	2
3	2
4	1
5	2
6	2
7	1
8	2
9	2
10	2
11	1
12	2
13	2
14	1
15	2
16	1
17	1
18	1
19	1
20	2
21	1
22	1
23	2
24	1
25	2
26	1
27	2
28	1
29	1
30	1
31	1
32	2
33	2
34	1
35	1
36	3
37	2
38	2
39	3
40	3

2023年12月6日(水)実施	
問	解答
1	1
2	1
3	1
4	2
5	2
6	1
7	2
8	2
9	1
10	2
11	2
12	2
13	1
14	1
15	1
16	2
17	2
18	2
19	1
20	2
21	2
22	1
23	1
24	2
25	2
26	2
27	1
28	2
29	1
30	1
31	3
32	2
33	2
34	1
35	3
36	1
37	3
38	1
39	2
40	2

2023年12月7日(木)実施	
問	解答
1	1
2	1
3	1
4	2
5	1
5 6	1
7	2
8	1
9	2
10	1
11	2
12 13	2
13	1
14	1
15	2
16	1
17	2
18	1
19	1
20 21	2
21	1
22	2
23	1
24	1
25	1
26	1
27	
28	<u>2</u> 1
29	1
30	1
30 31	1
32	2
33	2
34	3
35	3
36	2
37	2
38	3
39	1
40	1
	-

【2023年12月5日(火) 実施】計算問題(問31~問40)解説

<問31>

金利年 2.0%と返済期間 35 年の元利均等返済の場合、 返済額早見表によると、100 万円あたりの返済額は 3,313 円 よって、毎月の返済額=3,313 円×(3,000 万円÷100 万円)=99,390 円(①)

<問32>

10 年経過後の適用金利は、店頭金利年 4.0% - 年 1.0% = 年 3.0% 金利年 3.0%と残返済期間 25 年の元利均等返済の場合、 返済額早見表によると、100 万円あたりの返済額は 4,742 円 よって、毎月の返済額=4,742 円× (2.345 万円÷100 万円) =111,199.9 円≒111,200 円(②)

<問33>

返済負担率は、年間返済額÷年収年間返済額は、111,200円×12=1,334,400円年収600万円なので、1,334,400円÷6,000,000円=22.24%よって、おおむね22%(2)

<問34>

収入合算により借入れ可能な金額の上限を求めるので、妻の方を合算者とするが、 合算できる額は「合算者自身の収入全額」であり、このケースでは 450 万円となる 合計年収から毎月返済額の上限を計算すると、(550 万円+450 万円) ×30%÷12=250,000 円 返済額審査用金利年 4.0%と返済期間 25 年の元利均等返済の場合、 返済額早見表によると、100 万円あたりの返済額は 5,278 円 これにより、借入可能額を求めると、250,000 円÷5,278 円×1,000,000 円=47,366,426 円 よって、4,700 万円(①)

<問35>

2023年1月に新築の認定長期優良住宅に入居した場合、

住宅借入金等特別控除の対象となる住宅ローン年末借入残高の上限は 5,000 万円年末の借入残高 2,600 万円に控除率 0.7%を掛けて、住宅ローン控除額を求めると、2.600 万円×0.7%=18.2 万円

住宅ローン控除額から住宅ローン控除前の所得税額を引いて、

住民税額から控除できる金額を求めると、18.2万円-14万円=4.2万円(1)

<問36>

43 回目の計算上の利息は、28,764,384 円×5.1%÷12=122,248 円 43 回目の未払利息は、122,248 円-118,146 円=4,102 円 よって、43~48 回目の未払利息の合計額は、4.102 円×6 回=24,612 円 (③)

<問37>

金利年 4.8%と残返済期間 25 年の元利均等返済の場合、 返済額早見表によると、100 万円あたりの返済額は 5,730 円 よって、毎月の返済額=5,730 円× (28,764,384 円÷1,000,000 円) ≒164,819 円 ただし、変動金利型住宅ローンの見直し後の返済額は、従前返済額の 1.25 倍が上限 164,819 円>147,682 円 (=118,146 円×1.25 倍) よって、61 回目の返済額合計は 147,682 円 (②)

<問38>

137 回目の返済後の残高から繰上返済額 1,020,432 円を引いた借入残高は 17,365,106 円繰上返済により短縮される期間(回数)は、154 回−137 回=17 回本来の支払額(毎月返済額)に短縮期間(回数)を掛けてから繰上返済額を引いて、利息軽減額を求めると、112,261 円×17 回−1,020,432 円=888,005 円≒888,000 円(②)

<問39>

繰上返済後の借入残高は、14,184,557 円-2,000,000 円=12,184,557 円 残返済期間(回数)は、240回-144回=96回(8年) 金利年3.0%と返済期間8年の元利均等返済の場合、 返済額早見表によると、100万円あたりの返済額は11,730円 よって、繰上返済後の毎月返済額は、 11,730円×(12,184,557円÷1,000,000円)=142,924円≒142,900円(③)

<問40>

毎月返済軽減額は、166,379 円-142,900 円=23,479 円 毎月返済軽減額に残返済期間(回数)を掛けてから繰上返済額を引いて、 利息軽減額を求めると、23,479 円×96 回-2,000,000 円=253,984 円=25.4 万円(③)

【2023年12月6日(水) 実施】計算問題(問31~問40) 解説

<問31>

金利年 2.0%と返済期間 30 年の元利均等返済の場合、 返済額早見表によると、100 万円あたりの返済額は 3,696 円 よって、毎月の返済額=3,696 円×(3,000 万円÷100 万円) =110,880 円(③)

<問32>

10 年経過後の適用金利は、店頭金利年 4.0% - 年 1.0% = 年 3.0% 金利年 3.0%と残返済期間 20 年の元利均等返済の場合、 返済額早見表によると、100 万円あたりの返済額は 5,546 円 よって、毎月の返済額=5,546 円×(2.192 万円÷100 万円) = 121,568.32 円 ≒ 121,568 円(②)

<問33>

返済負担率は、年間返済額÷年収年間返済額は、121,568円×12=1,458,816円年収600万円なので、1,458,816円÷6,000,000円=24.3136%よって、おおむね24%(2)

<問34>

収入合算により借入れ可能な金額の上限を求めるので、妻の方を合算者とするが、 合算できる額は「合算者自身の収入全額」であり、このケースでは 450 万円となる 合計年収から毎月返済額の上限を計算すると、(550 万円+450 万円) ×30%÷12=250,000 円 返済額審査用金利年 4.0%と返済期間 35 年の元利均等返済の場合、 返済額早見表によると、100 万円あたりの返済額は 4,428 円 これにより、借入可能額を求めると、250,000 円÷4,428 円×1,000,000 円=56,458,897 円 よって、5,600 万円(①)

<問35>

2023年1月に新築の認定長期優良住宅に入居した場合、

住宅借入金等特別控除の対象となる住宅ローン年末借入残高の上限は 5,000 万円年末の借入残高 2,400 万円に控除率 0.7%を掛けて、住宅ローン控除額を求めると、2,400 万円×0.7%=16.8 万円

住宅ローン控除額から住宅ローン控除前の所得税額を引いて、

住民税額から控除できる金額を求めると、16.8万円-14万円=2.8万円(3)

<問36>

43 回目の計算上の利息は、24,929,141 円×5.1%÷12=105,948 円 43 回目の未払利息は、105,948 円-102,393 円=3,555 円 よって、43~48 回目の未払利息の合計額は、3.555 円×6回=21,330 円(①)

<問37>

金利年 4.8%と残返済期間 25 年の元利均等返済の場合、 返済額早見表によると、100 万円あたりの返済額は 5,730 円 よって、毎月の返済額=5,730 円× (24,929,141 円÷1,000,000 円) ≒142,843 円 ただし、変動金利型住宅ローンの見直し後の返済額は、従前返済額の 1.25 倍が上限 142,843 円>127,991 円 (=102,393 円×1.25 倍) よって、61 回目の返済額合計は 127,991 円 (③)

<問38>

140 回目の返済後の残高から繰上返済額 1,029,386 円を引いた借入残高は 17,179,727 円繰上返済により短縮される期間(回数)は、157 回−140 回=17 回本来の支払額(毎月返済額)に短縮期間(回数)を掛けてから繰上返済額を引いて、利息軽減額を求めると、112,261 円×17 回−1,029,386 円=879,051 円≒879,000 円(①)

<問39>

繰上返済後の借入残高は、12,591,759 円-2,000,000 円=10,591,759 円 残返済期間(回数)は、240回-156回=84回(7年) 金利年3.0%と返済期間7年の元利均等返済の場合、 返済額早見表によると、100万円あたりの返済額は13,213円 よって、繰上返済後の毎月返済額は、 13,213円×(10,591,759円÷1,000,000円)=139,948円≒139,900円(②)

<問40>

毎月返済軽減額は、166,379 円-139,900 円=26,479 円 毎月返済軽減額に残返済期間(回数)を掛けてから繰上返済額を引いて、 利息軽減額を求めると、26,479 円×84 回-2,000,000 円=224,236 円=22.4 万円(②)

【2023年12月7日(木) 実施】計算問題(問31~問40)解説

<問31>

金利年 2.0%と返済期間 25 年の元利均等返済の場合、 返済額早見表によると、100 万円あたりの返済額は 4,239 円 よって、毎月の返済額=4,239 円×(3,000 万円÷100 万円) =127,170 円(①)

<問32>

10 年経過後の適用金利は、店頭金利年 4.0% - 年 1.0% = 年 3.0% 金利年 3.0%と残返済期間 15 年の元利均等返済の場合、 返済額早見表によると、100 万円あたりの返済額は 6,906 円 よって、毎月の返済額=6,906 円×(1,976 万円÷100 万円) = 136,462.56 円 ≒ 136,463 円(②)

<問33>

返済負担率は、年間返済額÷年収年間返済額は、136,463円×12=1,637,556円年収600万円なので、1,637,556円÷6,000,000円=27.2926%よって、おおむね27%(②)

<問34>

収入合算により借入れ可能な金額の上限を求めるので、妻の方を合算者とするが、 合算できる額は「合算者自身の収入全額」であり、このケースでは 450 万円となる 合計年収から毎月返済額の上限を計算すると、(550 万円+450 万円) ×30%÷12=250,000 円 返済額審査用金利年 4.0%と返済期間 30 年の元利均等返済の場合、 返済額早見表によると、100 万円あたりの返済額は 4,774 円 これにより、借入可能額を求めると、250,000 円÷4,774 円×1,000,000 円=52,366,987 円 よって、5,200 万円(③)

<問35>

2023年1月に新築の認定長期優良住宅に入居した場合、

住宅借入金等特別控除の対象となる住宅ローン年末借入残高の上限は 5,000 万円年末の借入残高 2,800 万円に控除率 0.7%を掛けて、住宅ローン控除額を求めると、2.800 万円×0.7%=19.6 万円

住宅ローン控除額から住宅ローン控除前の所得税額を引いて、

住民税額から控除できる金額を求めると、19.6万円-14万円=5.6万円(3)

<問36>

43 回目の計算上の利息は、26,846,744 円×5.1%÷12=114,098 円 43 回目の未払利息は、114,098 円-110,270 円=3,828 円 よって、43~48 回目の未払利息の合計額は、3.828 円×6 回=22,968 円 (②)

<問37>

金利年 4.8%と残返済期間 25 年の元利均等返済の場合、 返済額早見表によると、100 万円あたりの返済額は 5,730 円 よって、毎月の返済額=5,730 円× (26,846,744 円÷1,000,000 円) ≒153,831 円 ただし、変動金利型住宅ローンの見直し後の返済額は、従前返済額の 1.25 倍が上限 153,831 円>137,837 円 (=110,270 円×1.25 倍) よって、61 回目の返済額合計は 137,837 円 (②)

<問38>

134 回目の返済後の残高から繰上返済額 1,011,555 円を引いた借入残高は 17,548,872 円繰上返済により短縮される期間(回数)は、151 回−134 回=17 回本来の支払額(毎月返済額)に短縮期間(回数)を掛けてから繰上返済額を引いて、利息軽減額を求めると、112,261 円×17 回−1,011,555 円=896,882 円≒896,800 円(③)

<問39>

繰上返済後の借入残高は、10,950,513 円-2,000,000 円=8,950,513 円 残返済期間(回数)は、240回-168回=72回(6年) 金利年3.0%と返済期間6年の元利均等返済の場合、 返済額早見表によると、100万円あたりの返済額は15,194円 よって、繰上返済後の毎月返済額は、 15,194円×(8,950,513円÷1,000,000円)=135,994円≒136,000円(①)

<問40>

毎月返済軽減額は、166,379 円-136,000 円=30,379 円 毎月返済軽減額に残返済期間(回数)を掛けてから繰上返済額を引いて、 利息軽減額を求めると、30,379 円×72 回-2,000,000 円=187,288 円=18.7 万円(①)